

定 款

株 式 会 社 や す ら ぎ

群馬県桐生市美原町 4 番 2 号

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 やすらぎ と称し、英文では、YASURAGI CO., LTDと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の賃貸、管理、売買及び斡旋
- 2 土木工事、石工事及び造園工事の請負
- 3 建設工事の企画、調査、設計、管理、施工並びにコンサルティング業務の請負
- 4 建設機器、建築資材、土木機器、土木建築資材の輸出入並びに販売
- 5 屋内外広告看板、ディスプレイ及び美術看板の企画設計並びに施工
- 6 リース業
- 7 貸金業〔特定目的会社との取引に限る〕
- 8 損害保険業務
- 9 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を群馬県桐生市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式総数は、48,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもつ

て自己株式を買受けることができる。

(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は 1 0 0 株とする。

当会社は、1 単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。

(株式取扱規程)

第 8 条 当会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続き及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

第 9 条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

当会社の株式名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。

(基準日)

第 1 0 条 当会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主 (実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ) をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 1 1 条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第 1 2 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社に取締役20名以内を置く。

(選任)

第17条 取締役は株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。

取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専

務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第22条 当会社に監査役6名以内を置く。

(選任)

第23条 監査役は株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

(任期)

第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第25条 監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。

(監査役会)

第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬)

第27条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計算

(営業年度)

第28条 当社の営業年度は、毎年1月21日から翌年1月20日までとし、毎営業年度末に決算を行う。

(利益配当)

第29条 利益配当は、毎決算期末現在の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対しこれを行う。

(中間配当)

第30条 取締役会の決議により、毎年7月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対し、商法第293条ノ5規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第31条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条 平成16年7月30日から改訂するものとする。
平成17年4月14日より改正実施する。